

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会
無線設備の認証の在り方検討作業班（第3回）
議事概要

1 日時

令和7年10月28日（火） 15:00～16:05

2 場所

WEB会議

3 出席者（敬称略）

構成員：

梅比良正弘（南山大学理工学部特任研究員、茨城大学名誉教授）、猿渡俊介（大阪大学大学院情報科学研究科准教授）、上原仁（一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター専務理事）、坂本信樹（携帯電話事業者代表（株式会社NTTドコモ電波企画室長））、柴悦子（公益社団法人全国消費生活相談員協会IT研究会）、鈴木宗俊（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会共通技術部長兼インフラ整備事業推進室長）、永井徳人（光和総合法律事務所弁護士）、中沢淳一（一般社団法人電波産業会参与）

オブザーバー：

富樫浩行（株式会社ディーエスピーリサーチ認証・技術所管担当部長）

4 配付資料

資料3-1 ソフトウェアアップデートの認証に係る制度改正の方針（案）

資料3-2 携帯電話基地局等の認証の簡素化に係る制度改正の方針（案）

参考 前回作業班の議事概要（案）

5 議事概要

議事に先立って、梅比良主任より9月19日に開催された無線設備の認証の在り方検討作業班（第2回）において、参考のとおり、議事録案の内容について、確定された。

（1）ソフトウェアアップデートの認証に係る制度改正の方針（案）（事務局）

事務局より、資料3-1に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

中沢構成員：資料3-1について2点質問する。6頁のフローチャートについて、条件2

の3点目に「免許局・登録局の変更申請が必要とならない（携帯無線通信を行う無線局等を除く。）」とあり、携帯無線通信を行う無線局等は、この条件の対象外だとする趣旨だと理解する。この記載は、ソフトウェアアップデートによる同一番号認証を認めるが、変更申請の手続きは依然として必要だという認識でよいか。あるいは、携帯無線通信を行う無線局等については、別の理由で変更申請に対して簡素化が図られているためこのように記載したのか、括弧書きの理由について説明いただきたい。8項目下部の「その他規定事項（条件）」に関連する項目かもしれないが、念のため確認する。

2点目、6項目下部の青枠内2点目について、「特定無線設備の種別の追加も可能：ソフトウェアアップデートによる証明規則2条の種別跨ぎを可能とする。（再認証必要）」について、特段新たな告示で手当てるのではなく、現行の種別跨ぎの規定で対処するのか。

事務局 : 順序を入れ替えて回答する。2点目の種別跨ぎに関しては、省令で整理する。8頁の改正概要（案）の証明規則の3点目「既に工事設計認証を受けている無線設備に新たな特定無線設備の追加等を可能とする旨を規定」という部分が該当箇所となる。こちらで対応することになる。

中沢構成員 : 承知した。

事務局 : 免許局は、予め申請を行い、許可を受けてからでないと、周波数等の指定事項の変更はできないと電波法に定められている。他方、ソフトウェアアップデートを行う場合、アップデート時点で新しい周波数等に対応した電波を発射することが可能になる。ネットワーク上にアップデートファイルが存在する場合、誰でもソフトウェアアップデートが可能であることを踏まえ、免許局・登録局の変更申請についてはソフトウェアアップデートを認めないこととした。

携帯無線通信を行う無線局等を除く理由について説明する。無線LANの場合は、免許不要局として扱える範囲での変更であれば問題ない。しかし、携帯無線通信を行う無線局等は変更申請を伴うソフトウェアアップデートが行われる可能性が考えられる。携帯無線通信を行う無線局等の場合、無線局の規模が大きいため、変更申請やソフトウェアアップデートを実施する前に、総務省の地方総合通信局も含めてオペレーションを組んだうえで実施することになる。加えて、携帯無線通信を行う無線局の事業者は電気通信事業者であり、また無線従事者も配置されていることを踏まえると、ある程度見識を持った方々だと考えられる。一方、簡易無線局等の場合、ネットワーク上にアップデートファイルを設置した場合、必要な変更申請手続きを経ずにソフトウェアアップデートを実行される可能性がある。それら考慮して、便宜上、携帯無線通信を行う無線局等については除外し、変更申請が必

要な場合であってもソフトウェアアップデートを認めることとした。

ただし、変更申請を必要とする無線局種別だからといって、ソフトウェアアップデートを必ずしも認めないわけではない。総務省としては、変更申請を行わずにソフトウェアアップデートが実行されてしまう可能性を危惧しており、無線機器販売者や業界関係者が、この課題を解決する仕組みやシステムを作成し対応可能になれば、積極的に認めていくことを検討したい。今回はニーズや免許人の信頼を踏まえ、例外的な措置を講じた。

- 中沢構成員 : 検討背景について理解した。
- 上原構成員 : 7項目について、履行要件に対して審査をする必要があり、登録証明機関が提出された資料をもとに審査することになると理解した。内容によっては、チェックリストのように対応状況を提出いただけかも知れないが、場合によっては技術情報も提供いただく必要がある。例えば、2行目のように技術基準への適合性を具体的に審査するため、試験結果の提出等いただくことになると考える。審査の深度について、登録証明機関の間ではらつき、理解の差が出ないようにご配慮いただきたい。
- 事務局 : スライドで示しているのは現時点での案だが、この方向性で進めてよいと了承をいただいた後、パブリックコメントや答申を経て制度化するという流れとなる。施行までに、様々なタイミングで認証機関の皆様とも意識合わせをさせていただきたい。ご意見として承知した。
- 猿渡主任代理 : 7項目について2点お伺いする。1点目は「認証期間の審査項目(提出書類)」について、項目A)「実機:測定データ」とB)「技術基準適合確認の方法」の違いが分からなかった。両方とも技術基準の適合性評価を行っているよう見える。2点目は、必要書類と審査項目の妥当性について。前回の検討会で、カナダの方法のベースに検討すると説明があったが、諸外国と足並みを揃えた制度になっているのか。
- 事務局 : 1点目について、A)はソフトウェアアップデートを行ったサンプル機器が技術基準に適合するかを審査することを指す。一方、B)は、同一工事設計に基づき量産された機器がソフトウェアアップデート後に同一の適合性を持つことをどのように確認するかを審査することを指す。
- 2点目について、C)「ソフトウェア管理画面」に関連するご質問だと理解した。ソフトウェアの管理画面や、バージョン確認の簡易性について、カナダの認証制度では確認できていない。一方で、米国FCCは、ソフトウェアのバージョン管理は行っていないものの、不具合発生時に適切なバージョンのソフトウェアを使用しているか確認する方法を示すように求めている。カナダとの整合性は明らかでないが、アメリカとは整合した制度である。
- 猿渡主任代理 : B)では、例えば何を求めているのか。量産されたものが適合していること

を保証する資料とは何か。

事務局 : A) は、ソフトウェアアップデートが適切なものか、アップデートが適切か確認するものである。B) は、ユーザの利用環境の違いに依らず、対応可能なソフトウェアであることを宣言していただくものとなる。実際には、ソフトウェアの開発段階で色々な設定条件でも適切にアップデートされて技術基準に適合することが確認されているはずである。ソフトウェアアップデート以外の従来の工事設計の認証取得には、確認の方法書の提出が求められている。確認の方法書とは、ばらつき無く品質が管理されている方法を示すものであり、通常であれば工場内で完結するものである。今回の制度改正では、工場から出荷後の利用者の手元に存在する無線設備のソフトウェアアップデートすることになるので、これに対応する品質管理の方法として、このような項目を定めた。したがって、様々な利用状況であっても、アップデートされれば、技術基準に適合していることを宣言いただくものになると考えている。

猿渡主任代理 : 既存の電波法の枠組みと整合性を付けるために定めたという理解でよいか。

事務局 : その通りである。

猿渡主任代理 : 冗長な仕組みにも思えたが、電波法との整合性の観点で定めたのなら納得である。

その後、梅比良主任より作業班の報告書案として採用することで確定された。

(2) 携帯電話基地局等の無線設備の認証の簡素化に係る制度改正案の方針（案）（事務局）

事務局より、資料3-2に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

永井構成員 : 13頁について、RFケーブルや空中線等の簡略化に関して空中線以外の構成品については措置する予定と記載されている。今回、RFケーブルは措置されるという理解でよいか。

事務局 : ご指摘の通り、RFケーブルについては今回対応予定である。

その後、携帯電話基地局の電波の電気的特性に影響のない構成品に係る認証の簡素化についてDSPR富樫氏より以下の意見が述べられた。

富樫氏 : 簡素化について特に議論に反対するものではなく、積極的に進めていただきたい。ただし、認証機関は日本以外にも存在するため、O-RANの考え方を含めて海外の認証機関にも制度改正に関して伝える必要がある。ソフトウェアアップデートに係る認証の在り方に関してご発言があったように、海外

を含む認証機関に制度を周知していく体制構築が必要だと考える。ある程度制度の内容が決まってきた段階で、認証機関と総務省を含めて海外認証機関向けの発信方法を検討する場を設けていただきたい。

事務局 : 海外への情報共有について、ご指摘いただいた内容に対応させていただく。一方、本検討ではO-RAN/vRANの基地局設備について、交換可能な部品の整理を行っていたが、併せて携帯電話端末に関しても同様の整理が必要だとご意見を伺っている。

富樫氏 : 皆様ご存じの通り、日本には携帯電話端末の修理業者の制度というものがある。修理業者を通さずに個人で修理をする方もいるが、この権利については日本の法律でも阻害していないと理解している。欧州では、個人で部品を交換しやすい携帯電話端末が登場していると伺っている。現在の携帯電話端末は、裏蓋を強固な両面テープで接着しており、簡単に交換することはできない。これに対し、簡単に裏蓋を外してバッテリーやカメラ、ディスプレイを交換するなど、1つの携帯電話端末を長期間使うという措置が欧州では進められている。一認証機関として懸念しているのは、長期間使えるような携帯電話端末について、部品の供給が製造元メーカーに行われるのか、あるいは第三者から類似品が供給されるのかで状況が変わると考える。現状でも、通販サイトで任意のバッテリーやディスプレイは購入可能であり、個人でバッテリー等の交換が可能である。現状の修理しにくい携帯電話端末でもそのような部品が出回っていることを鑑みると、修理しやすい携帯電話端末が国内で普及した際に、不適切な修理に対する日本としての考え方を整理することが重要である。技適制度と整合が取れるような修理の方向性を検討いただきたいと非常に強く思っている。

特に、欧州のエコデザインやエネルギーラベルの新制度では、携帯電話端末の修理のしやすい設計の分類がされるようであり、修理しやすい携帯電話端末の修理について認証制度上の整理を日本でも措置すべきだと考える。

梅比良主任 : 携帯電話端末の修理について、技適制度とどのように整合をとるのかというは今後の検討課題だと考える。修理によって長期間使用可能とする考え方と、不法改造への対処のバランスを考慮して、対処する必要がある。

その後、梅比良主任より富樫氏の発言を含めて作業班の報告書案として採用することで確定された。

(3) その他

事務局より、本日でソフトウェアアップデートとO-RAN/vRANについての議論は一区切りとする。次回は現在の認証制度における諸課題として、認証マークの表示や不適合機器への

対応について議論する予定。そのため認証作業班と監視作業班と合同開催とする。

また、次回の作業班会合は、11月 25 日（火）13 時から開催する旨について連絡があつた。

以上